

○財務省告示第三百四十九号

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十八年九月財務省告示第二百八十七号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートについて、同条第一項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十七日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

- (一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第三九〇七・六一号に掲げるポリエチレンテレフタレート
- (二) 特徴 一般に白色のペレット状であり、主として、ボトルやシートに加工され使用されている。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

平成二十九年十二月二十八日から平成三十四年十二月二十七日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

法の別表第三九〇七・六一号に掲げるポリエチレンテレフタレート

(二) 調査対象貨物の供給者

イ Jiangsu Sanfangxiang Group Co., Ltd.

ロ 広東泰宝聚合物有限公司 (Guangdong IVL PET Polymer Co., Ltd.) (以下「広東」という。)

)

ハ 浙江万凱新材料有限公司 (Zhejiang Wankai New Materials Co., Ltd.) (以下「浙江」という。)

)

ニ Jiangsu Hengli Chemical Fibre Co.

ホ 江蘇興業プラスチック股份有限公司 (Jiangsu Xingye Plastic Co., Ltd.) (以下「江蘇」とい

ふ。)

ク China Resources Company Limited

ト Zhuhai Yuhua Polyester Co., Ltd.

チ 騰龍特殊樹脂（廈門）有限公司（Dragon Special Resin (Xiamen) Co., Ltd.）（以下「騰龍」という。）

リ Zhejiang Hengyi Group Co., Ltd.

ヌ XINHUI INDUSTRIAL LIMITED

ル Changzhou Andenie Polyester Co. Ltd.

ヲ 遠紡工業（上海）有限公司（Far Eastern Industries (Shanghai) Ltd.）（以下「遠紡」という。）

ワ 江陰興泰新材料有限公司（Jiangyin Xingtai New Material Co., Ltd.）（以下「江陰興泰」という。）

カ 江陰興宇新材料有限公司（Jiangyin Xingyu New Material Co., Ltd.）（以下「江陰興宇」という。）

ヨ 海南逸盛石化有限公司（Hainan Yisheng Petrochemical Co., Ltd.）（以下「海南」という。）

タ Jiangsu Sanfangxiang International Trade Co., Ltd.

レ 華潤包装材料有限公司（China Resources Packaging Materials Co., Ltd.）（以下「華潤」という。）

ソ Shanghai Hengyi Polyester Fiber Co., Ltd.

ツ 亞東工業（蘇州）有限公司（Oriental Industries (Suzhou) Ltd.）（以下「亞東」という。）
ネ 遠東化聚工業股份有限公司（Far Eastern Polychem Industries Ltd.）（以下「遠東」という。）
ナ Jiangsu company, Sinopec Chemical Commercial Holding Co., Ltd.

(三) 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）に関する事項 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項の特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下単に「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(四) 不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。ただし、正常価格については、市

場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、令第二条第三項の規定に基づき、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ 供給者

調査当局が知り得た供給者（四(二)に掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して質問状等を送付したところ、広東、浙江、江蘇、騰龍、遠紡、江陰興泰、江陰興宇、海南、華潤、亞東及び遠東から、調査対象期間内に本邦への輸出の実績がある旨の回答があつたが、供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を実施することとした。当該回答を提出した供給者のうち、調査対象貨物の本邦への輸出の量が上位と考えられる浙江、遠紡、海南及び華潤をサンプリングによる調査対象者として選定した。なお、遠紡の関連企業である亞東及び遠東については、経営についての共通性等が認められたことから、不当廉売差額の算出に当たって、遠紡と同一の事業体とみなすこととした。広東、江蘇、騰龍、江陰興泰及び江陰興

宇（当該五者を以下「サンプル調査非対象者」という。）は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た供給者のうちその他の者（以下「非協力者」という。）からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

ロ 正常価格

正常価格の算出に当たり、中国の調査対象貨物の供給者に質問状等を送付したところ、市場経済条件が浸透している事実を確認できなかったことから、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

ハ 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、浙江及び華潤については、提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることにした。一方、遠紡（関連企業である亞東及び遠東を含む。以下四(四)ニにおいて同じ。）については、調査当局による質問状等に対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠が提出されなかったと認められることから、また、海南については、現地調査の結果、質問状に対する回答の正確性を確認することができなかつたことから、知ることができた事実として華潤から提出された回答の一部を用いることとした。サンプル調査非対象者については、浙江から提出された証拠等であって調査当局がその正確性を確認することができたものを用いることとした。

二 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、浙江を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については五十一・八五パーセント、華潤を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については五十二・二六パーセント、遠紡又は海南を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、五十三・八五パーセントであった。また、サンプル調査非対象者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、四十・四一パーセントであった。さらに、非協力者又はその他の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出した結果、五十三・八五パーセントであった。

ホ 結論

以上から、四(二)に掲げる者を供給者とし、並びに中国を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が認められた。

(五) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

調査対象貨物は、本邦の市場での販売量を年々増加させた。また、調査対象貨物は、本邦において生産された調査対象貨物と同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を著し

く下回る価格で輸入された。本邦の産業については、調査対象貨物の輸入の増加の影響を受け、販売量、利潤その他の指標が悪化した。以上から、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

(六) 結論

以上のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、不当廉売関税を課することが決定された。

五 法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

(一) 不当廉売関税を課する貨物

中国を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートのうち、法第八条第九項の規定に基づき暫定的な関税が課されたもの。

(二) 不当廉売関税を課する理由

調査の結果、(一)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六 その他参考となるべき事項

(一) 中国を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートの不当廉売関税の税率

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百二十三号）による改正後の高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第二百三十四号）において定める不当廉売関税の税率については、四(四)二における高重合度ポリエチレンテレフタレートの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、不当廉売関税の税率については五十三・〇パーセント（別表の上欄に掲げる供給者により供給された高重合度ポリエチレンテレフタレートにあつては、それぞれ同表の下欄に定める税率）となる。

(二) 調査結果報告書の入手

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。

別表

供 給 者	税 率
Jiangsu Sanfangxiang Group Co., Ltd.	五十三・〇%
広東	三十九・八%

浙江	五十一・〇%
Jiangsu Hengli Chemical Fibre Co.	五十三・〇%
江蘇	三十九・八%
China Resources Company Limited	五十三・〇%
Zhuhai Yuhua Polyester Co., Ltd.	五十三・〇%
騰龍	三十九・八%
Zhejiang Hengyi Group Co., Ltd.	五十三・〇%
XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	五十三・〇%
Changzhou Andenie Polyester Co. Ltd.	五十三・〇%
遠紡	五十三・〇%
江陰興泰	三十九・八%
江陰興宇	三十九・八%
海南	五十三・〇%
Jiangsu Sanfangxiang International Trade Co., Ltd.	五十三・〇%
華潤	五十一・四%

Shanghai Hengyi Polyester Fiber Co., Ltd.	五十三・〇%
亞東	五十三・〇%
遠東	五十三・〇%
Jiangsu company, Sinopec Chemical Commercial Holding Co., Ltd.	五十三・〇%
その他の者	五十三・〇%